

1.基本法第20条関係（国民の理解の増進）

（1）犯罪被害者等の要望に係る施策①

教育活動を通じた理解の増進【警察庁、法務省、文部科学省】

○犯罪被害者等からの御要望

- ・ 教育現場での命の大切さに関する教育の実施
- ・ 生命を大切に教育の実施、充実
- ・ 教育現場で年少の時（幼稚園、小中学校）から命の大切さを具体的に教わる「いのちの授業」の拡充
- ・ 被害者が命の大事さを語る機会を授業の中に取り入れてほしい。
- ・ 被害者に対する偏見をなくし、被害者が尊厳を持って生きていける社会を実現するために、犯罪被害についての教育を行うべき。
- ・ 少なくとも中学、高校、小学校高学年には罪と罰を教える教育というのが必要。悪いことをしたらつかまり、少年院に入れられるなどの教育を行ってほしい。
- ・ 学校において、性教育、性暴力に関する教育、性暴力の背景にあるジェンダーに気づく学習に取り組むこと。
- ・ 男性に性暴力をしてはいけないこと、女性にはNOと言ってもいいことをきちんと伝える性教育をすること。
- ・ 虐待をされているんだということを自分で意識するぐらいの教育、被害者を大切にするという教育は、ぜひ義務教育の中でやっていただきたい。特に、子どもに対して言葉で教えてもなかなか難しく、ロールプレイの中で子どもたちの力をつけていくようなプログラムも開発されているので、ぜひそういう教育を義務教育の中で行っていただきたい。
- ・ 学校教育において子どもに対して、暴力や誘拐、性被害から身を守るための実習を義務付ける（CAPプログラムなど）。
- ・ 公教育の中で、児童虐待、性虐待（家庭外性被害含む。）、DV、デートレイプ、ストーカーなどが存在し、それは犯罪であり、人権の侵害であるという教育をしてほしい。

【施策の概要】

- わかる授業・楽しい学校の実現と心の教育の充実、教員の資質能力の向上、スクールカウンセラーの配置など教育相談体制の充実、サポートチームの形成による地域における支援システムづくりなど学校・家庭・地域・関係機関の連携の推進等の取組を進める。
- 学校教育では、道德教育を中心に命の大切さの指導を行っている。平成17年度から、自他の生命のかけがえのなさ、誕生の喜び、死の重さ、生きることの尊さなどを積極的に取り上げる教育を推進するため、「児童生徒の心に響く道德教育推進事業」（参考1）を拡充し、教材の開発などの実践研究を進め、成果の普及を図る。また、かけがえのない生命について考えさせるなど道德の内容をわかりやすく表した「心のノート」（参考2）のすべての小・中学生への配布を進める。
- 家庭における命の教育への支援を推進するため、命の大切さを実感させる意義などを記述した子育てのヒント集として「家庭教育手帳」（参考3）を作成し、小学生等を持つ全国の保護者全員に配布することにより、子育て講座等での学習の充実を図る。
- 児童生徒の社会性や豊かな人間性を育むため、「豊かな体験活動推進事業」（参考4）を実施し、学校における自然体験活動や社会奉仕体験活動の充実を図っている。特に、平成17年度から、命の大切さを学ばせることに有効な体験活動について調査研究を実施しており、その成果を取りまとめ、全国の教育委員会や学校に普及する。
- 人権教育及び人権啓発の推進に関する法律に基づき、犯罪被害者等の人権問題も含め、学校教育及び社会教育における人権教育の一層の推進に努める。特に、学校教育については、自分の大切さとともに他の人の大切さを認めることができるような児童生徒の育成を目指した人権教育の指導方法等に関する調査研究（平成16年6月に第一次とりまとめ）（参考5）の成果を普及するとともに、更に検討を進める。
- 平成16年度において、犯罪被害者等の体験談を取り入れた学習の事例等を含む非行防止教室等プログラム事例集（参考6）を警察庁と共同で作成し、教育委員会等に配布するなど、犯罪抑止教育の充実を図っている。
- 子ども達がいじめ・虐待・暴力等から自らの身を守るための態度やスキル等を育成することを目的として、一部の教育委員会や学校において、CAPプログラム（Child Assault Prevention）（参考7）等を実施してお

り、地域の実情に応じた取組がなされるよう教育委員会に促す。

（２）犯罪被害者等の要望に係る施策の②

広報・啓発活動の実施【内閣府、警察庁、総務省、法務省、文部科学省、厚生労働省、国土交通省】

○犯罪被害者等からの御要望

- ・ 犯罪被害者等の実態について国民を啓発する事業の予算措置を関係省庁で講じてほしい。
- ・ 被害者等の話を講演する場を設け、そのための費用を予算に計上する。

【施策の概要】

- ・ 関係省庁の実施する犯罪被害者等の実態に関する広報・啓発活動に関し、公民館等の社会教育施設等における実施について、文部科学省としても積極的に協力して参りたい。

(3)犯罪被害者等の要望に係る施策の③

犯罪被害者等の置かれた状況等についての国民理解の増進【内閣府、警察庁、総務省、法務省、文部科学省、厚生労働省、国土交通省】

○犯罪被害者等からの御要望

- ・ 行政が被害者に対する国民の理解を率先してアピールすること
- ・ 両親にも自分の気持ちを言えないなど、犯罪被害者のきょうだいが置かれた特有の状況を理解してほしい

【施策の概要】

- ・ 平成16年度において、犯罪被害者等の体験談を取り入れた学習の事例等を含む非行防止教室等プログラム事例集を警察庁と共同で作成し、教育委員会等に配布するなど、犯罪抑止教育の充実を図っている。(再掲)

(4)犯罪被害者等の要望に係る施策の④

犯罪被害にまつわる偏見のない社会の形成【内閣府、警察庁、総務省、法務省、文部科学省、厚生労働省、国土交通省】

○犯罪被害者等からの御要望

- ・ 子どもの被害で、大学、高校等で児童虐待や性暴力被害を扱うときの教員の言動が、不適當で当事者を傷つけていることが多く、二次被害が症状を悪化させていることを多く経験する。教員全体に知識が必要。スクールカウンセラーも被害後の症状の評価と支援についての教育が必要。

【施策の概要】

○教職員の養成・研修について

- ・ 学校の教職員が犯罪被害を受けた児童生徒の相談等に的確に対応できるよう、犯罪等の被害に関する研修等を通じ教職員の指導力の向上に努めるとともに、スクールカウンセラーや子どもと親の相談員の配置など教育相談体制の充実等に取り組んでいく。(第11条・再掲)
- ・ 少年被害者を含む児童生徒の心のケアに資するよう、大学の教職課程におけるカウンセリングに関する教育及び教員に対するカウンセリングに関する研修内容の一層の充実を図る。(第14条・再掲)
- ・ 児童虐待を受けた子どもへの対応の問題を含め、養護教諭が行う相談活動の進め方等についてまとめた参考資料を作成するとともに、養護教諭の資質の向上のための研修の充実を図る。

○スクールカウンセラーの研修等について

- ・ 犯罪被害者等に関する専門的な知識・技能を有する臨床心理士の養成及び研修について、犯罪被害者等に対する支援を充実するため、財団法人日本臨床心理士資格認定協会等に働きかけるなど促進する。(第14条・再掲)

参考 1

児童生徒の心に響く道德教育推進事業（拡充）

平成17年度予算額 239百万円（平成16年度予算額 211百万円）

学校の教育課程全体で、自他の生命のかけがえのなさ、誕生の喜び、死の重さ、生きることの尊さなどを積極的に取り上げることで、児童生徒の「命を大切にすることへの自覚を深める必要がある。このような児童生徒の心に響く道德の授業を推進するため、児童生徒や地域の実態に即して、指導内容、指導方法及び教材開発等についての研究を行い、その成果の普及を図る。

○拡充 43 地域（小学校 51 校、中学校 37 校、高等学校 2 校、幼稚園 2 校）、【継続 47 地域（小学校 155 校、中学校 78 校、高等学校 7 校、幼稚園 7 校）】における道德教育の実践研究

○道德教育に関する研究協議会（全国規模の実践発表大会）の開催

参考 2

「未来を拓く心」を育てる支援活動の充実（心のノート）

平成17年度予算額 312百万円（平成16年度予算額 317百万円）

児童生徒が身に付ける道德の内容を分かりやすく表した「心のノート」を全ての小・中学生に配布し、道德性の育成を図る。

新家庭教育手帳

乳幼児編

家庭教育手帳 小学生(低学年～中学年)編
家庭教育手帳 小学生(高学年)～中学生編も同趣旨

5. 思いやり

みんなそれぞれが世界で たった一つの命なんだ。

身近な人の死を目の当たりにすることが少なくなったり、殺人を繰り返すテレビやゲームなどで虚構の死に慣れたりして、命の重さやかけがえのなさを感じにくくなっています。

自然の中で遊ばせたり、動物や草花を大切に育てたりするなど、さまざまな生き物とその死にふれる機会を意識的に用意し、子どもに生命の尊さや大切さを実感させましょう。

また、亡くなった人の家族や傷つけられた人の気持ちを想像させるなど、その悲しみがどんなに深いものかを理解させましょう。

子どもに命の大切さを実感させる

豊かな体験活動推進事業

背景

- ・学校教育法の改正
(社会奉仕体験活動や自然体験活動等の体験活動の充実、平成13年7月)
- ・中央教育審議会答申「青少年の奉仕活動・体験活動の推進方策等について」
(平成14年7月)
- ・新学習指導要領の実施による体験活動の充実
(小・中学校は平成14年度から、高等学校は平成15年度から)

体験活動推進地域・推進校

- ・各都道府県に小・中・高等学校等を含む推進地域を指定
- ・命の大切さを学ばせる体験活動について調査研究を実施
- ・各学校の実情やねらいを踏まえ、他校のモデルとなる先駆的な取組を実施
- ・体験活動を通じた学校種連携の一層の推進を図る



各学校の先駆的な取組を全国の学校へ普及

地域間交流推進校

- ・都市と農山漁村の共生・対流に関する政府としての取組等を踏まえ、異なる地域との多様な交流に関わる体験活動を実施
- ・地域間交流推進校の実践を踏まえ、各都道府県において開発したプログラムを普及・活用



各地域の特性を生かした地域間交流の促進

長期宿泊体験推進校

- ・青少年教育施設・寄宿舍等での長期にわたる集団宿泊等の共同生活を通して、協調性や規範意識、公衆道德等の育成
- ・行政、保護者や青少年教育施設、NPO等が密接に連携し、学校の活動を支援



長期宿泊体験の推進に向けた先駆的な取組の実践

各取組の成果を発表するブロック交流会の開催／体験活動の実践例を収集した事例集の作成

豊かな体験活動推進事業（「命の大切さを学ばせる体験活動に関する調査研究」） 委託事業の概要

当該委託事業は、「命の大切さを学ばせること」を目的とした体験活動を調査研究協力校に行わせ、その実践的研究を踏まえて、どのような体験活動が「命の大切さを学ばせること」に有効であるかについての調査研究を行うものである。

(1) 委 託 先 都道府県教育委員会

(2) 委託地域数 47 都道府県

(3) 委託期間 2 年間

(4) 調査研究について

- ① 都道府県教育委員会等は、調査研究を実施するため学校関係者、関係行政機関の職員、学識経験者等によって構成する実施・検討委員会を設ける。
- ② 特定の学校（以下「調査研究協力校」という。）において実践的研究等を行わせ、その結果を踏まえた調査研究を実施する。

調査研究に当たっては、次に掲げる調査研究課題を熟知し、調査研究協力校を選定し、その報告を踏まえて調査研究を実施すること。

- 1 命の大切さを学ばせる体験活動の導入の在り方及び教育課程への適切な位置づけについて
- 2 命の大切さを学ばせる体験活動のプログラム及び指導方法の開発について
- 3 命の大切さを学ばせる体験活動の実施状況及び成果の分析について
- 4 命の大切さを学ばせる体験活動の評価の観点や評価方法について
- 5 その他命の大切さを学ばせる体験活動の推進に必要と思われる事項

(5) 調査研究校の指定について

- ① 調査研究協力校については、原則として小学校・中学校・高等学校の各学校種ごとに1校指定すること。（1地域3校以上の調査研究校となる。）
- ② 調査研究校の選考に当たっては、本調査研究の趣旨を理解し、積極的に取り組む意欲のある学校を指定すること。（指定する地域に制限はない。）
- ③ 指定する学校は、他の体験活動指定校と重ならないように留意すること。

(6) 当該調査研究のための体験活動の例について

乳幼児とのふれあいを中心とした体験活動

高齢者の介護を中心とした体験活動

動物の飼育を中心とした体験活動 等

人権教育の指導方法等の在り方について[第一次とりまとめ] (概要)

はじめに

学校教育における人権教育の現状

= 「**知的理解**にとどまり、**人権感覚**が十分身に付いていないなど指導方法の問題」

第Ⅰ節 学校教育における人権教育の改善・充実についての基本的考え方

(1) 人権教育の目標

- 人権尊重の理念について、特に**人権感覚**の側面について分かりやすく表現
→ **「自分の大切さとともに他の人の大切さを認めること」**
- 人権教育の目標
→ **人権の意義・内容や重要性について理解**する
→ **「自分の大切さとともに他の人の大切さを認めること」**ができ、それが様々な場面や状況下での**具体的な態度や行動に現れる**ようにする

(2) **「自分の大切さとともに他の人の大切さを認めること」**ができるような児童生徒の育成

- **人権感覚を身に付ける**
→ 自らの大切さや他の人の大切さを児童生徒自身が感じ取ることができるようにする
- **態度や行動に現れる**
→ 他の人と共によりよく生きようとする態度や規範等を尊重し義務や責任を果たす態度、人権問題を解決しようとする実践的な行動力などを身に付けることができるようにする
(具体的には、例えば①他人の立場に立つ想像力、②コミュニケーション能力、③人間関係を調整する能力などを培う。)

第Ⅱ節 学校教育における指導の改善・充実に向けた視点

- (1) 人権教育全般に関わる視点
 - ① 教職員における人権尊重の理念の理解・体得
 - ② 学校教育活動全体を通じた人権教育の推進
- (2) 人権教育を進める上での組織的体制と連携に関わる視点
 - ③ 学校としての組織的な取組とその点検・評価
 - ④ 家庭・地域との連携及び校種間の連携
- (3) 内容・方法にかかわる視点
 - ⑤ 自主性の尊重や体験的な活動を取り入れるなどの指導方法の工夫
 - ⑥ 児童生徒の発達段階や実態に即した内容・方法
 - ⑦ 教育の中立性の確保
 - ⑧ 効果的な学習教材の選定・開発

第Ⅲ節 人権教育の指導の改善・充実に向けてのポイント

→人権教育研究指定校等の実践事例を踏まえつつ、引き続き検討

おわりに

- 各学校における人権教育の指導方法等の改善・充実の努力
- 教育委員会における各学校への指導・助言や支援のさらなる充実及び条件整備
- 国における教育委員会や学校に対する支援の一層の充実及び条件整備